

# 人権相談・救済について

## 1 現 状

### ○大阪法務局

① 2005 (H17) 年 公務員の職務執行に伴う人権侵犯件数

| 計   | 人権侵犯事件の内容      |           |     |               |               |                  |
|-----|----------------|-----------|-----|---------------|---------------|------------------|
|     | 特別公務員<br>による侵犯 | 教育職員による侵犯 |     | 刑務職員<br>による侵犯 | 税務職員<br>による侵犯 | その他の公務<br>員による侵犯 |
|     |                | 体罰        | その他 |               |               |                  |
| 300 | 45             | 17        | 160 | 31            | —             | 47               |

② 2005 (H17) 年 私人（公務員以外）による人権侵犯件数

| 計     | 人権侵犯事件の内容 |       |                        |                      |               |       |     |
|-------|-----------|-------|------------------------|----------------------|---------------|-------|-----|
|       | 強制・強要     | 暴行・虐待 | 住居・生活<br>の安全に対<br>する侵犯 | 名誉・信用<br>等に対する<br>侵犯 | 労働権に<br>対する侵犯 | 差別・待遇 | その他 |
| 1,194 | 196       | 139   | 416                    | 131                  | 95            | 145   | 72  |

### ○大阪弁護士会

人権侵犯申立事件取扱件数【2005 (H17) 年度】（予備・簡易調査）

| 受理件数 |     |     | 結 果       |            |    |    |    |    |   | 未済  |
|------|-----|-----|-----------|------------|----|----|----|----|---|-----|
| 新規   | 継続  | 計   | 本調査<br>移行 | 本調査<br>不開始 |    | 取下 | 中止 | 移送 | 計 |     |
| 95   | 187 | 282 |           | 8          | 簡易 |    |    |    |   |     |
|      |     |     |           | 20         | 18 |    |    |    |   | 227 |

人権侵犯申立事件取扱件数【2005 (H17) 年度】（本調査）

| 受 理 件 数 |     |     | 結 果 |     |     |       |     |     |    | 未 済 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|----|-----|
| 新 規     | 継 続 | 計   | 警 告 | 勧 告 | 要 望 | 不 処 置 | 取 下 | 中 止 | 計  |     |
| 12      | 105 | 117 | 1   | 2   | 5   | 9     | 0   | 0   | 17 | 100 |

### ○府内市町村

人権相談件数（実績）

2003 (平成15) 年度 1,362件、 2004 (平成16) 年度 1,923件、 2005 (平成17) 年度 2,297件

## 2 府内市町村における人権相談の現状と課題

### ア 人権に関わる相談の増加

近年、子ども、女性、高齢者等の社会的弱者に係る人権問題が多発し社会問題化しており、これらの人権に関わる相談が増加している。

### イ 相談の複雑・多様化

相談の背景として就労、福祉、教育等複数の要因が複雑に絡み合い、解決に向けて関係諸機関との調整を要する事案が多い。

### ウ 迅速かつ的確な解決機能

個々の相談に対して、人権の視点を踏まえながら、迅速・的確で総合的な解決方を提示する機能が求められている。

### エ 総合調整機能の発揮とネットワークの連携強化

相談を解決まで導くため、関係機関等との総合調整機能を発揮するとともに、人権相談機関ネットワーク加盟機関相互の連携の強化が求められている。

### オ 各種相談機関における課題

- ・幅広い見識をもって相談の背景にある課題や問題点を明らかにすることが求められる。
- ・多様な人権問題については、それぞれの専門分野の相談機関とその他の関係機関との連携が求められる。
- ・相談内容が深刻化する中で、相談者や相談員の心のケア面での対応が求められる。

### 3 より高度な資質・能力を有する人材の養成

#### ア コーディネート機能

個々の人権相談の背景や問題点を分析し、明らかにして、解決の方向性を導き出す機能とともに、問題解決に向けて関係機関等との総合調整を行うなど高度なコーディネート機能が求められる。

#### イ スーパーバイザー機能

人権相談窓口の重要性と社会的役割を認識し、責任を持って人権相談に対応できる能力、資質、経験を有し、相談員の支援や指導的役割などを果たすスーパーバイザー機能が求められる。

#### ウ 相談者、相談員への心のケア

豊富な経験、専門知識、高度なスキルを習得し、相談者や相談員の心のケアが行えるカウンセリング能力が求められる。

#### ◆人権相談事業フロー図◆

